㊎G―2186	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCS	いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＤ52＊＊、いすゞ　ＬＤＧ―ＥＸＺ52＊＊	〃
㊎G―2187	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCC	いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＲ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＤ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＺ52＊＊、いすゞ　ＬＤＧ―ＥＸＺ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＹ52＊＊、いすゞ　ＬＤＧ―ＥＸＹ52＊＊	〃
㊎G―2188	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCN１	いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＲ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＤ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＺ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＹ52＊＊	〃
㊎G―2189	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCR	いすゞ　ＬＤＧ―ＣＹＭ52＊＊、いすゞ　ＬＤＧ―ＣＹＺ52＊＊、いすゞ　ＬＤＧ―ＣＶＲ52＊＊	〃
㊎G―2190	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCN２	いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＲ52＊＊、いすゞ　ＬＫＧ―ＥＸＤ52＊＊	〃

○国土交通省告示第九百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1153	騒音防止装置　日野01―E13C―12	日野　ＬＫＧ―ＳＨ１Ｅ＊＊＊、日野　ＬＤＧ―ＳＳ１Ｅ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九百九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2185	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―LYL３―DBA３	マツダ　ＤＢＡ―ＬＹ３Ｐ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第千号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2200	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ABF３SZ―VE―２	トヨタ　ＡＢＦ―Ｓ402M、トヨタ　ＡＢＦ―Ｓ402U、トヨタ　ＡＢＦ―Ｓ412M、トヨタ　ＡＢＦ―Ｓ412U	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第千一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2191	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAJ35A22	ホンダ　ＤＢＡ―ＣＰ３	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第千二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2192	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBA―QR25―７T31B	ニッサン　ＣＢＡ―Ｔ＊T31	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊎G―2193	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―MR20―７T31B	ニッサン　ＤＢＡ―＊Ｔ31	〃
㊎G―2194	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　LDA―M９R―９T31B	ニッサン　ＬＤＡ―Ｄ＊T31	〃

○国土交通省告示第千三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―58R―020009	突入防止装置　フルハーフN　RA８	日本フルハール株式会社　神奈川県厚木市上依知上ノ原3034
E43―58R―020010	突入防止装置　フルハーフP　RA８	〃
E43―58R―020011	突入防止装置　フルハーフQ　RA８	〃

○国土交通省告示第千四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司